

周波数オークションに関する懇談会

ー公開ヒアリング資料ー

平成23年6月17日

日本放送協会



- NHKは、放送法により設立された公共放送として、あまねく全国に、豊かで、かつ、良い放送番組を届ける使命を有する。

- 公共放送の業務遂行に必要な周波数
 - 放送法に定められた公共放送事業の遂行のためには、放送用周波数の安定的かつ継続的な使用の保証・担保が当然の前提。
 - 現行制度での担保の仕組み
 - 放送法において、NHKが実施すべき放送の種類を法定
 - 「放送普及基本計画」において、NHKの放送系の数の目標を指定
 - それを踏まえ、「放送用周波数使用計画」において、放送対象地域ごとに、NHKの使用すべき周波数を指定
 - 公共放送NHKの放送用周波数をオークション制度の対象とすることは、なじまないと考える。

- ▶ 日本の公共放送として、災害の場合に迅速かつ的確な情報を提供することは、NHKに期待される極めて重要な役割と認識。
 - 災害対策基本法で、指定公共機関に指定

- ▶ 災害は、いつ、どこで発生するか、予測できない。公共放送としての災害報道の基本は、発生現場から、画と音声によって災害の状況を伝え、国民の生命・財産を守ることに貢献すること。
 - 災害報道に当たって、少なくとも現在の技術では、現場から電波を用いて情報を伝送することは、最も適切であり、必要不可欠。
 - このような伝送等に使用する周波数も、放送法に定められた公共放送事業を遂行する上で必要不可欠なものであり、オークション制度になじまないと考える。

(参考1)NHKに対する周波数指定の仕組み(中波放送の例)



■ 放送法

第9条 協会は、第7条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

- イ **中波放送**
- ロ 超短波放送
- ハ テレビジョン放送（以下略）

■ 放送普及基本計画

第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(2) 地上系による放送(デジタル放送以外の放送)

ア **中波放送**

放送の区分		放送対象地域		放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1
		県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに1
	教育放送	全国	1	

(以下略)

■ 放送用周波数使用計画

第2 中波放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等

1 **日本放送協会の放送**

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(kHz)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(kHz)	空中線電力(kW)
関東広域圏	東京	594	300			
中京広域圏	名古屋	729	50	高山	792	1
近畿広域圏	大阪	666	100	彦根	945	1
				京都	621	1

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(kHz)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(kHz)	空中線電力(kW)
北海道	札幌	567	100	函館	675	5
				旭川	621	3
				室蘭	945	3

(以下略)

- 緊急報道用に整備した設備で各地の被災状況をいち早く中継
 - 港や放送会館屋上に整備した、無人で操作できるロボットカメラ
 - 防振カメラ・伝送設備を搭載した、取材用ヘリコプター
 - どこからでも迅速な伝送が可能な、衛星伝送中継車
- 中継局の復旧作業など被災地での電波による伝送ルート確保



ロボットカメラ



取材用ヘリコプター



衛星伝送中継車